## 第127回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時 : 令和6年6月14日(金)

開催場所 : 大阪府咲洲庁舎23階中会議室

案 件	審議結果等
(仮称)ダイレックス高槻宮田店(高槻市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
	大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。
	出入口において、来退店車両の右折入出庫が懸念されることから、歩行者、自転車及び通過
	車両等が交錯することがないよう、来客に来退店経路を十分周知するとともに、交通整理員を適切に配置するなど、円滑な交通処理及び安全の確保に努めること。
	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
	大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが
(仮称)ドン・キホーテ寝屋川店(寝屋川市)	適当である。
【変更】	夜間に発生する騒音については、周辺への影響が懸念されるので、設置者が届出書で提示し
	た対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。
	出入口において、歩行者及び自転車と来退店車両の交錯が懸念されるため、交通整理員を適
	切に配置するなど、円滑な交通処理及び安全の確保に努めること。